

## 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

この約款(以下、「本約款」という。)は、秋田県畜産農業協同組合が販売等で譲り渡す、有限会社 徳重和牛人工授精所から購入等で譲り受けた和牛に係る家畜人工授精用精液及び家畜受精卵(以下、「和牛精液等」という。)の利用条件を定めるものです。和牛精液等を当組合から譲り受ける皆さま(以下「利用者」という。)には、本約款に従って、和牛精液等を御利用いただきます。

### 第1条 適用

本約款は、利用者と当組合との間の和牛精液等の利用にかかわる一切の關係に適用されます。

### 第2条 禁止事項

利用者は、和牛精液等を利用するに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為。
2. 和牛精液等を日本国外に持ち出すための行為。
3. 和牛精液等を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為。

### 第3条 品質及び在庫の管理

利用者は、当組合から譲渡された和牛精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなければいけません。

### 第4条 第三者への譲渡

1. 利用者は、当組合から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければいけません。
2. 利用者は、当組合が求める場合には、前項に定める当該第三者との譲渡契約に係る内容を当組合に提出しなければいけません。
3. 利用者は当組合から譲渡された和牛精液等を第三者に譲渡する場合には、本約款第3条に基づき当該和牛精液等の品質について一切の責任を負うこととします。ただし、当該和牛精液等について、当組合の過失があった場合にはこの限りではありません。

### 第5条 和牛精液等の返還

当組合は、利用者が本規約に違反していると認めるときには、利用者に対し、譲渡した和牛精液等の返還を求めることができることとします。

### 第6条 違約金

利用者は、本約款第2条、同第4条第1項に違反した場合には、当組合に対し、違約金として金1,000万円を支払わなくてはならないこととします。

### 第7条 付則

本約款の成立を証するため、本約款の原本2通を作成し、当組合及び利用者は、それぞれ署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有することとします。

令和 3 年 3 月 23 日

精液譲渡者：秋田県秋田市中通六丁目7番9号

秋田県畜産農業協同組合

代表理事組合長 加藤 義康



精液譲受者：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久

